

議案第 6 2 号

大口町印鑑条例の一部改正について

大口町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公共団体の情報システムの標準化等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町印鑑条例の一部を改正する条例

大口町印鑑条例（昭和 5 1 年大口町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「印影と印影以外の事項とを別葉の印鑑登録原票」を「印影及び印影以外の事項を別葉の可視台帳（印影を紙に押下し作成したものをいう。）」に、「印影以外の事項を」を「印影及び印影以外の事項を」に、「調整」を「調製」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大口町印鑑条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(登録事項) 第6条 略 2 略 3 町長は、<u>印影及び印影以外の事項を別葉の可視台帳（印影を紙に押下し作成したものをいう。）</u>に登録することができるものとする。この場合において、<u>印影及び印影以外の事項を登録した印鑑登録原票</u>については磁気ディスクをもって<u>調製</u>することができるものとする。	(登録事項) 第6条 略 2 略 3 町長は、<u>印影と印影以外の事項とを別葉の印鑑登録原票</u>に登録することができるものとする。この場合において、<u>印影以外の事項を登録した印鑑登録原票</u>については磁気ディスクをもって<u>調整</u>することができるものとする。

改正要旨

1 改正の概要

地方公共団体の情報システムの標準化（以下「標準化」という。）に伴い、大口町で使用している印鑑登録システムを含む総合住民情報システムを、国の示す標準仕様書に準拠したシステムに移行します。この標準化に伴い、印鑑登録の運用を国の示す標準仕様書に合わせるため、本条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

市町村長は、「印鑑登録原票（※）」を備え、印鑑の登録の申請について審査した上、印影のほか、当該登録申請者に係る事項を登録するものとされています。

この印鑑登録原票は、従来、「印影（紙原本を含む。）と印影以外の情報」を指していましたが、標準仕様書により、「印影及び印影以外の情報をシステム上に登録したもの」に整理されます。

なお、これまでと同様、印影を紙に押下し作成した紙原本は「可視台帳」として、引き続き保管していきます。

※印鑑登録原票…印影及び印影以外の情報（登録番号、登録年月日、氏名、生年月日等）を登録したもの。

【現行】	【改正後】
○印鑑登録原票	○印鑑登録原票
・ 印影（可視台帳（紙原本）を含む） →	・ 印影
・ 印影以外の情報	・ 印影以外の情報
	○可視台帳（紙原本）

3 施行期日

規則で定める日から施行します。